様式第２号（第３条関係）

三種町インターンシップに関する覚書

　三種町インターンシップによる学生の職場実習に関し、三種町（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は次のとおり覚書を締結する。

　（実習生の派遣及び受入れ）

第１条　乙は、別紙に定める学生（以下「実習生」という。）を甲に派遣し、甲はこれを受け入れるものとする。

　（実習生の身分）

第２条　実習生は、乙の学生の身分を有したまま実習を行うものとし、甲の職員としての身分は有しない。

　（実習期間等）

第３条　実習生の実習期間は、別紙のとおりとする。

２　実習期間における１日の実習時間は、原則として午前９時から午後５時までとする。

　（実習プログラム）

第４条　実習プログラムは、甲が定めるものとする。

　（法令等の遵守）

第５条　乙は、実習生に対し、職場実習の期間中、甲の職員と同様に法令（甲の条例及び規則等を含む。）及び三種町インターンシップ実施要領（令和３年三種町告示第５８号）を遵守させるとともに、職場実習プログラムの遂行に当たっては、甲の実習担当者の指揮、監督、助言等に従うよう指導するものとする。

２　乙は実習生に対し、職場実習を通じて知り得た情報（公開されているものを除く。）を職場実習期間中に限らず職場実習終了後においても、一切漏らさないよう指導を徹底するものとする。

　（名札の着用等）

第６条　乙は、職場実習の実施に当たり、実習生に品位ある服装を着用させ、かつ、胸部に甲の指定する名札を着用させなければならない。

　（賃金等）

第７条　甲は実習生に対して、賃金、旅費その他の費用を支給しない。

　（災害補償等）

第８条　甲は、実習生の職場実習期間中における災害又は実習生の自宅と職場実習先との往復途上での災害に対して、一切の責任を負わないものとする。

　（職場実習の実施状況の把握）

第９条　乙は、必要があるときは、実習生の職場実習の実施状況について、甲に照会できるものとする。

　（報告等）

第１０条　乙は、実習生に関する身分その他重要な事項について変動があった場合は、速やかに甲に通知するものとする。

　（職場実習の中止）

第１１条　甲は、専ら甲に起因する事由により、この職場実習を中止しようとするときは、乙及び実習生の同意を得ることはもとより、あらかじめ５日以上の猶予期間をもって乙に当該職場実習の中止を申し入れるものとする。この場合において、甲は、当該実習の残余期間を考慮しつつ、乙と協議の上、適切な前後処理策を講ずることとする。

２　甲は、実習生が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの職場実習を中止することができる。

　（１）　第５条の規定に違反したとき。

　（２）　故意又は過失により、甲の社会的信用を失墜させ、又は、甲に損害を与えたとき。

　（３）　正当な理由なく、職場実習に参加しないとき。

　（賠償請求）

第１２条　乙は、実習生が職場実習の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、実習生と連携してその損害を補償しなければならない。ただし、その損害が甲の責に帰する理由による場合においてはこの限りでない。

　（有効期間）

第１３条　この覚書の有効期間は、覚書締結の日から職場実習の期間満了の日までとする。

　（その他）

第１４条　この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

　この覚書の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

　　　年　　月　　日

甲　秋田県山本郡三種町鵜川字岩谷子８番地

三種町長　　　　　　　　　　　　　印

乙　（住所）

（名称）

（代表者氏名）　　　　　　　　　　印